

風しんの抗体検査を受けましょう

2018年7月以降の、特に関東地方での風しんの患者数増加に伴い、2019年度から2021年度までの間、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、風しんの抗体検査を無料で実施します。

この世代の方々は、これまで公的な予防接種を受ける機会がなく、抗体保有率が低いとされています。

風しん抗体検査の結果、抗体価が低く、予防接種が必要と認められた場合には、MR混合ワクチン（麻しん風しん混合ワクチン）が風しん第5期定期予防接種として無料で受けられます。今年度の対象者には、5月下旬にクーポン券が郵送されました。

ご自身の感染予防はもちろん、周りの方へ感染を広げないためにも、ぜひこの機会に、クーポン券を利用して抗体検査、予防接種を受けましょう。

「2019年度の対象者」

昭和47年4月2日から

昭和54年4月1日生まれの男性

（昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの方で、今年度抗体検査を受けるご希望のある方は、担当課までご連絡ください。）

「検査を受けられるところ」

・抗体検査を行っている医療機関

・特定健診、生活習慣病予防健診、お勤め先での健診等、健診を受ける機会
※川根本町内では、**大下医院・上長尾田澤内科医院・いやしの里診療所**で受けられます。
※厚生労働省のホームページに掲載されている実施医療機関にクーポン券を持参すれば、町内に限らずどこでもこの医療機関でも実施可能です。

「検査の受け方」

・検査を受けられる医療機関等にお問い合わせの上、「送付されたクーポン券と受診票」「本人確認のできるもの（免許証やマイナンバーカードなど）」を持参し受診してください。

★風しんについて

風しんウイルスによって引き起こされる急性の発疹性感染症です。感染経路は飛沫感染で、人から人へ感染が伝播します。潜伏期間は2～3週間で、発疹、発熱、頸部リンパ節腫脹などが主症状ですが、血小板減少性紫斑病、脳炎などの合併症が、2千～5千人に一人程度の割合で発生することがあります。また、大人がかかると発熱や発疹の期間が子どもに比べて長く、関節痛がひどいことが多いとされています。

妊婦が妊娠初期（妊娠20週以前）に風しんにかかると、赤ちゃんが難聴・白内障・先天性心疾患を特徴とする先天性風疹症候群をもって生まれてくる可能性が高くなります。

消費生活相談員を配置しました

川根本町では、消費生活相談の受け入れ体制の充実を図るため「消費生活相談員」を役場くらし環境課内に配置しました。訪問販売や電話勧誘販売、借金問題などでお困りの時は、一人で悩まないでご相談ください。

「相談員在庁日」

毎週 火曜日・木曜日

※都合により在庁日が変更になる場合があります。

※在庁日以外でも町職員が随時相談を受け付けています。

（午前8時15分～午後5時）

「相談受付場所」

くらし環境課

連絡先 (56) 2236

「相談内容」

商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談

「相談方法」

来庁、または電話にて受け付けています。



事業者の皆様！準備はお済みですか？

2019年10月1日から消費税・地方消費税の軽減税率制度がスタート。仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 **10%** と、
・飲食品（酒類・外食を除く）
・新聞（定期購読契約された週2回以上発行されるもの）
に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を
複数税率に対応させる必要があります。

CHECK 全ての事業者の方に関係があります！

飲食料品等の販売がない場合でも、
例えば、飲食料品等の仕入があれば、
帳簿上、軽減税率対象である旨を明記
する必要があります。

詳しくはこちら

軽減税率 国税庁



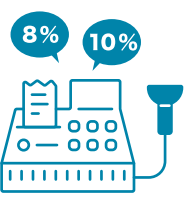
レジや受発注・請求書管理システムの
導入・改修が必要となります。

CHECK 軽減税率対策補助金が拡充されました！

中小企業・小規模事業者等の方向け
に複数税率対応レジの導入等を
支援します。ぜひご活用ください。

詳しくはこちら

軽減税率対策補助金



制度についてのお問い合わせ
（フリーダイヤル）

●消費税軽減税率電話相談センター ☎ 0120-205-553

受付時間は平日午前9時から午後5時まで。
※ナビダイヤル0570-030-456（通話料がかかります）もご利用いただけます。

補助金についてのお問い合わせ
（フリーダイヤル）

●軽減税率対策補助金事務局 ☎ 0120-398-111

受付時間は平日午前9時から午後5時まで。

き家を探すのも私たちの仕事ですが、なかなかうまくいきません。
年に数回戻ってくる。仏壇や家財道具が片付かない。所有者が遠くにいて連絡が取れない。所有者は処分したいが親戚に反対される。理由はさまざまですが、私たちは個人の事情にまで踏み込みません。

でも、空き家の未来はこの町の未来なのです！川根本町に住みたいと思ってきている人がいます。空き家を必要とする人がいます。空き家バンク（役場が移住者向けの物件情報を提供する制度）もあります。ぜひ空き家を活用してもらいたいです。

ここに暮らす皆さんが「空き家」に対する意識や行動を変えるだけで、川根本町の未来はグッと明るくなります。空き家についての相談は役場企画課、かわね来風、エコティかわねのどちらでも構わないので、まずはお問い合わせください。

者扱いしたら怒られちゃいますが…
人口減少と少子高齢化は日本全体が直面している「大きな課題」と言われていますが、そもそも人口が減って困ることって何でしょう？

税収が減り、出費（福祉や医療にかかるお金）が増えて、町の財政を圧迫します。労働力が不足、生産力が低下、経済活動が活発に行われなくなります。空き家や耕作放棄地が増えて、自然環境が損なわれます。人手不足で冠婚葬祭などの行事ができなくなります。つまり、町全体に活力がなくなってしまうのです。

移住者を増やそうという取り組みは「川根本町を存続させよう、活力を取り戻そう」とする手段のひとつ。私が来た8年前よりはるかに移住者・移住希望者は増えていると実感しています。

5年前の調査で、町内に空き家が約260戸あることが分かっています。移住希望者のために空



一般社団法人エコティかわね
川根本町桑野山424-6
電話：0547-58-7000
ファクス：0547-58-7001
E-mail:ecotkawane@gmail.com



神東美希（かんとう みき）
平成24年5月から川根本町エコツーリズムネットワーク事務局を担当。平成28年4月から一般社団法人エコティかわねの事務局長としてエコツーリズムを核とした様々なまちづくり事業を展開。

◆川根のみきていとまるちゃんが綴る「ブログ版 川根本町エコティ日記」<http://ecotkawane.eshizuoka.jp/>